

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

Web証券の実施に伴い、契約日または直近の更新日が2024年12月2日以後となる保険契約に適用される次の普通保険約款を改定します。

【改定の対象となる普通保険約款】

普通保険約款	愛称（ネットネーム）	掲載ページ
終身保険普通保険約款		2ページ
定期保険普通保険約款	長割り定期、スマートあんしん定期	5ページ
5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款		8ページ
低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款	長生き支援終身	11ページ
一時払通増終身保険（告知不要型）		14ページ
家計保障定期保険（無解約返戻金型）普通保険約款	家計保障定期保険NEO	17ページ
医療保険普通保険約款	メディカルミニ	20ページ
がん治療支援保険普通保険約款		23ページ
医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款	メディカルKit、メディカルKit R、メディカルKit NEO	26ページ
医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）普通保険約款	メディカルKitラヴ、メディカルKitラヴR、メディカルKitエール メディカルKitエールR	29ページ
がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）普通保険約款	がん治療支援保険NEO	32ページ
がん診断保険（無解約返戻金型）普通保険約款	がん診断保険R	35ページ
就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款	あんしん就業不能保障保険	38ページ
介護年金保険（無解約返戻金型）普通保険約款	あんしんねんきん介護、あんしんねんきん介護R	41ページ
がん治療保険（無解約返戻金型）普通保険約款	あんしんがん治療保険	44ページ
特定疾病治療保険（無解約返戻金型）普通保険約款	あんしん治療サポート保険、あんしん治療サポート保険R	47ページ

(※) 愛称（ペットネーム）は、普通保険約款が適用される保険商品の一部に対して用いているものを含みます。

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p style="text-align: center;">終身保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p style="text-align: center;">終身保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>																		
<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第8条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="147 719 1111 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第8条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1155 719 2112 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑤ 保険期間 ⑥ 保険金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) 保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑤ 保険期間 ⑥ 保険金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) 保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p><u>18. 請求書類等</u></p> <p><u>第40条（請求書類等）</u></p> <p><u>(1) 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第8条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p>	(新 設)

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前									
<p>(2) <u>本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</u></p> <p>(3) <u>当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 475 1111 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</u></p> <p>(5) <u>本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</u></p> <p>(注) <u>第7条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</u></p>		請求	目的	①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	
	請求	目的								
①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。								
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。								
<p>(後続する条項の条番号を1条ずつ繰り下げます。)</p>	<p>(後 略)</p>									

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p style="text-align: center;">定期保険普通保険約款 (中 略)</p>	<p style="text-align: center;">定期保険普通保険約款 (中 略)</p>																		
<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第9条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="147 678 1111 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第9条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1158 678 2121 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 保険金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約（注1）の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 保険金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約（注1）の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p><u>18. 請求書類等</u></p> <p><u>第41条（請求書類等）</u></p> <p><u>(1) 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第9条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p>	<p>(新 設)</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前									
<p>(2) <u>本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</u></p> <p>(3) <u>当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 475 1106 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</u></p> <p>(5) <u>本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</u></p> <p>(注) <u>第8条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</u></p>		請求	目的	①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	
	請求	目的								
①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。								
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。								
<p>(後続する条項の条番号を1条ずつ繰り下げます。)</p>	<p>(後 略)</p>									

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款</p> <p>(中略)</p>	<p>5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款</p> <p>(中略)</p>																		
<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第10条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="147 678 1111 1005"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者および保険契約者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 保険期間 ⑤ 基準祝金額 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者および保険契約者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第10条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1155 678 2119 1005"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者および保険契約者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 保険期間 ⑤ 基準祝金額 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者および保険契約者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者および保険契約者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者および保険契約者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 保険料およびその払込方法（回数） ⑦ 付加された特約(注1)の名称 ⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 保険料およびその払込方法（回数） ⑦ 付加された特約(注1)の名称 ⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p><u>17. 請求書類等</u></p> <p><u>第38条（請求書類等）</u></p> <p><u>(1) 祝金、災害死亡保険金、死亡給付金、養育年金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第10条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p><u>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に</u></p>	(新 設)

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前									
<p><u>通知することを認めることがあります。</u></p> <p><u>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 395 1106 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 395 190 438"></th> <th data-bbox="190 395 533 438">請求</th> <th data-bbox="533 395 1106 438">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 438 190 603">①</td> <td data-bbox="190 438 533 603"><u>祝金、災害死亡保険金、死亡給付金または養育年金の支払 保険料払込みの免除</u></td> <td data-bbox="533 438 1106 603"><u>第 7 条（祝金、災害死亡保険金、死亡給付金および養育年金の請求、支払時期および支払場所）(8)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 603 190 683">②</td> <td data-bbox="190 603 533 683"><u>保険契約の復活</u></td> <td data-bbox="533 603 1106 683"><u>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</u></p> <p><u>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</u></p> <p><u>(注) 第 9 条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</u></p>		請求	目的	①	<u>祝金、災害死亡保険金、死亡給付金または養育年金の支払 保険料払込みの免除</u>	<u>第 7 条（祝金、災害死亡保険金、死亡給付金および養育年金の請求、支払時期および支払場所）(8)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</u>	②	<u>保険契約の復活</u>	<u>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</u>	
	請求	目的								
①	<u>祝金、災害死亡保険金、死亡給付金または養育年金の支払 保険料払込みの免除</u>	<u>第 7 条（祝金、災害死亡保険金、死亡給付金および養育年金の請求、支払時期および支払場所）(8)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</u>								
②	<u>保険契約の復活</u>	<u>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</u>								
<p>(後続する条項の条番号を 1 条ずつ繰り下げます。)</p>	<p>(後 略)</p>									

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p style="text-align: center;">低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p style="text-align: center;">低解約返戻金型終身介護保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>																		
<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第9条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="152 678 1108 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第9条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1160 678 2116 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 保険金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注2) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 保険金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注2) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p><u>18. 請求書類等</u></p> <p><u>第40条（請求書類等）</u></p> <p><u>(1) 保険金、祝金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第9条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p><u>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</u></p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に</p>	(新 設)

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後		改定前									
<p>加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険金または祝金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第6条（保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第8条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>			請求	目的	①	保険金または祝金の支払 保険料払込みの免除	第6条（保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	
	請求	目的									
①	保険金または祝金の支払 保険料払込みの免除	第6条（保険金および祝金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。									
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。									
<p>(後続する条項の条番号を1条ずつ繰り下げます。)</p>		<p>(後 略)</p>									

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>一時払逡増終身保険（告知不要型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>一時払逡増終身保険（告知不要型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>3. 当会社の責任開始期</p> <p>第6条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="156 678 1108 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合</td> <td>一時払保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>一時払保険料充当金を受け取った時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 基本保険金額および逡増率 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時	②	一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料充当金を受け取った時	<p>3. 当会社の責任開始期</p> <p>第6条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1164 678 2116 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合</td> <td>一時払保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>一時払保険料充当金を受け取った時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 基本保険金額および逡増率 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時	②	一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料充当金を受け取った時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時																	
②	一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料充当金を受け取った時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時																	
②	一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料充当金を受け取った時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前				
<p>⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) この保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注2) この保険契約の普通保険約款の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) この保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注2) この保険契約の普通保険約款の規定により定められる事項を除きます。</p>				
(中 略)	(中 略)				
<p><u>14. 請求書類等</u></p> <p><u>第27条 (請求書類等)</u></p> <p><u>(1) 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第6条(当社の責任開始期)(4)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p><u>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</u></p> <p><u>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 1404 1108 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 1404 481 1442">請求</th> <th data-bbox="481 1404 1108 1442">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	請求	目的			(新 設)
請求	目的				

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後		改定前
①	死亡保険金の支払	第 5 条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～③に掲げる事項の確認を行うこと。
②	保険契約の復活	支払事由の発生の可能性の評価を行うこと。
<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p>		
<p>(後続する条項の条番号を 1 条ずつ繰り下げます。)</p>		<p>(後 略)</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>家計保障定期保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>家計保障定期保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第11条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="147 679 1115 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>4. 当会社の責任開始期</p> <p>第11条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1167 679 2116 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 基準給付金月額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) 保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 基準給付金月額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) 保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>16. 請求書類等</p> <p>第38条（請求書類等）</p> <p>(1) 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第11条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に</p>	<p>16. 請求書類等</p> <p>第38条（請求書類等）</p> <p>(1) 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>代えて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法により当会社に通知することを認めることがあります。</p>	<p>かえて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法により当会社に通知することを認めることがあります。</p>																		
<p>(3) 当会社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>	<p>(3) 当会社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第 8 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(7)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>		請求	目的	①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第 8 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(7)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第 8 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(7)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>		請求	目的	①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第 8 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(7)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
	請求	目的																	
①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第 8 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(7)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
	請求	目的																	
①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第 8 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）(7)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当会社が通知を受けた時に、その書類が当会社に到着したものとみなします。</p>	<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当会社が通知を受けた時に、その書類が当会社に到着したものとみなします。</p>																		
<p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p>	<p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p>																		
<p>(注) 第10条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>	<p>(注) 第10条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>																		
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>																		

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p style="text-align: center;">医療保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p style="text-align: center;">医療保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>																		
<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第11条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="152 678 1108 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第11条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1160 678 2116 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 (責任開始期)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 入院給付金日額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 入院給付金日額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p><u>17. 請求書類等</u></p> <p><u>第34条（請求書類等）</u></p> <p><u>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第11条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p>	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前									
<p>(2) <u>本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</u></p> <p>(3) <u>当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 475 1106 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第7条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</u></p> <p>(5) <u>本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</u></p> <p>(注) <u>第10条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</u></p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第7条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	
	請求	目的								
①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第7条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。								
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。								
<p>(後続する条項の条番号を1条ずつ繰り下げます。)</p>	<p>(後 略)</p>									

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p style="text-align: center;">がん治療支援保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p style="text-align: center;">がん治療支援保険普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>																		
<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条 (契約日)</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" data-bbox="147 679 1111 927"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険期間の始期 (契約日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 診断給付金額、入院給付金日額 ⑦ 保険料およびその払込方法 (回数) 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期 (契約日)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条 (契約日)</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" data-bbox="1158 679 2121 927"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険期間の始期 (契約日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 診断給付金額、入院給付金日額 ⑦ 保険料およびその払込方法 (回数) 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期 (契約日)	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期 (契約日)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期 (契約日)																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>18. 請求書類等</p> <p><u>第39条 (請求書類等)</u></p> <p><u>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第9条(契約日)(4)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p><u>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に</u></p>	(新 設)

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前									
<p><u>通知することを認めることがあります。</u></p> <p><u>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 395 1106 643"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</u></p> <p><u>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</u></p> <p><u>(注) 第 8 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</u></p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	
	請求	目的								
①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。								
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。								
<p>(後続する条項の条番号を 1 条ずつ繰り下げます。)</p>	<p>(後 略)</p>									

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第13条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="159 678 1106 973"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金および保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第13条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1169 678 2116 973"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金および保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑤ 保険期間 ⑥ 入院給付金日額および死亡保険金の給付倍率 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑤ 保険期間 ⑥ 入院給付金日額および死亡保険金の給付倍率 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>18. 請求書類等</p> <p>第40条（請求書類等） (1) 給付金、保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第13条（当社の責任開始期）(5)の規定</p>	<p>18. 請求書類等</p> <p>第40条（請求書類等） (1) 給付金、保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="145 555 1104 802"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第12条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		請求	目的	①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	<p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1153 555 2112 802"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第12条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		請求	目的	①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
	請求	目的																	
①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
	請求	目的																	
①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>																		

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第13条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="161 678 1108 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金および保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第13条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1169 678 2116 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金および保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 入院給付金日額および死亡保険金の給付倍率 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 入院給付金日額および死亡保険金の給付倍率 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>18. 請求書類等</p> <p>第40条（請求書類等）</p> <p>(1) 給付金、保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第13条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p>	<p>18. 請求書類等</p> <p>第40条（請求書類等）</p> <p>(1) 給付金、保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後		改定前																			
<p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>		<p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>		請求	目的	①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>		請求	目的	①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
	請求	目的																			
①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																			
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																			
	請求	目的																			
①	給付金および保険金の支払 保険料払込みの免除	第9条（給付金および保険金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																			
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																			
<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第12条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第12条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>																			
(後 略)		(後 略)																			

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条（契約日）</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" data-bbox="147 678 1111 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 診断給付金額、入院給付金日額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条（契約日）</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" data-bbox="1155 678 2119 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 診断給付金額、入院給付金日額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>18. 請求書類等</p> <p><u>第39条 (請求書類等)</u></p> <p><u>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第9条(契約日)(4)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p><u>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に</u></p>	(新 設)

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前									
<p><u>通知することを認めることがあります。</u></p> <p>(3) <u>当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 395 1111 643"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</u></p> <p>(5) <u>本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</u></p> <p><u>(注) 第 8 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</u></p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	
	請求	目的								
①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。								
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。								
<p>(後続する条項の条番号を 1 条ずつ繰り下げます。)</p>	<p>(後 略)</p>									

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>がん診断保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>がん診断保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条（契約日）</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">保険料受領と承諾の時期</th> <th style="width: 50%;">保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 診断給付金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条（契約日）</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">保険料受領と承諾の時期</th> <th style="width: 50%;">保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 診断給付金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>17. 請求書類等</p> <p>第34条 (請求書類等)</p> <p>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第9条(契約日)(4)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p>	<p>17. 請求書類等</p> <p>第34条 (請求書類等)</p> <p>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後			改定前		
<p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>			<p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>		
	請求	目的		請求	目的
①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと（注）。	①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと（注）。
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>（注） 第 8 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>			<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>（注） 第 8 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		
（後 略）			（後 略）		

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第12条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="145 678 1108 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 保険金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 当会社の責任開始期</p> <p>第12条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1153 678 2116 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 保険金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 基準給付金月額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注2) この保険契約の普通保険約款の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 基準給付金月額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 契約日 ⑨ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注2) この保険契約の普通保険約款の規定により定められる事項を除きます。</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>17. 請求書類等</p> <p>第36条（請求書類等）</p> <p>(1) 保険金、給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第12条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に</p>	<p>17. 請求書類等</p> <p>第36条（請求書類等）</p> <p>(1) 保険金、給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後			改定前		
<p>加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>			<p>加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>		
	請求	目的		請求	目的
①	保険金等の支払 保険料払込みの免除	第8条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）(6)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	①	保険金等の支払 保険料払込みの免除	第8条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）(6)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第11条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>			<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第11条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>		
(後 略)			(後 略)		

Web証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
介護年金保険（無解約返戻金型）普通保険約款 （中 略）	介護年金保険（無解約返戻金型）普通保険約款 （中 略）																		
6. 契約日および責任開始期 第10条（契約日） (1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。	6. 契約日および責任開始期 第10条（契約日） (1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">保険料受領と承諾の時期</th> <th style="width: 50%;">保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table>		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">保険料受領と承諾の時期</th> <th style="width: 50%;">保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table>		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
(2) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。 (3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。	(2) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。 (3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。																		
① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 介護年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 年金の種類および介護年金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数）	① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 介護年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 年金の種類および介護年金額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数）																		

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>18. 請求書類等</p> <p>第39条 (請求書類等)</p> <p>(1) 介護年金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第10条(契約日)(4)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に</p>	<p>18. 請求書類等</p> <p>第39条 (請求書類等)</p> <p>(1) 介護年金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後			改定前		
<p>加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>			<p>加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p>		
	請求	目的		請求	目的
①	介護年金の支払 保険料払込みの免除	第5条（介護年金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。	①	介護年金の支払 保険料払込みの免除	第5条（介護年金の請求、支払時期および支払場所）(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について一時金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第9条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>			<p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について一時金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第9条（保険料払込免除の請求）(3)の規定により準用する場合があります。</p>		
(後 略)			(後 略)		

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>がん治療保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>がん治療保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条（契約日）</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" data-bbox="159 678 1108 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 給付金月額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>6. 契約日および責任開始期</p> <p>第9条（契約日）</p> <p>(1) 当社は、下表の時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。</p> <table border="1" data-bbox="1169 678 2119 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険期間の始期（契約日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(3) 当社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 ⑥ 給付金月額 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） 		保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険期間の始期（契約日）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑧ 付加された特約(注1)の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>17. 請求書類等</p> <p>第34条 (請求書類等)</p> <p>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第9条(契約日)(4)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に</p>	<p>17. 請求書類等</p> <p>第34条 (請求書類等)</p> <p>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当社の定める方法により当社に</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="145 395 1102 641"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第 8 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	<p>通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1153 395 2110 641"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの免除</td> <td>第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当社の定める方法により当社が通知を受けた時に、その書類が当社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第 8 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
	請求	目的																	
①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
	請求	目的																	
①	給付金の支払 保険料払込みの免除	第 5 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>																		

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>特定疾病治療保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>	<p>特定疾病治療保険（無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p>（中 略）</p>																		
<p>7. 当会社の責任開始期</p> <p>第10条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="152 678 1108 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時	<p>7. 当会社の責任開始期</p> <p>第10条（当会社の責任開始期）</p> <p>(1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。</p> <table border="1" data-bbox="1160 678 2116 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料受領と承諾の時期</th> <th>保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合</td> <td>第1回保険料を受け取った時</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合</td> <td>第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。</p> <p>(3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。</p> <p>(4) 当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当会社名 ② 保険契約者の氏名または名称 ③ 被保険者の氏名 ④ 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 ⑤ 保険期間 		保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）	①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時	②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	
	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）																	
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時																	
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時																	

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前
<p>⑥ 基準給付金額および特定疾病通院給付金の給付割合 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約（注1）の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p><u>(5) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当社が承諾したときは、当社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。</u></p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>	<p>⑥ 基準給付金額および特定疾病通院給付金の給付割合 ⑦ 保険料およびその払込方法（回数） ⑧ 付加された特約（注1）の名称 ⑨ 契約日 ⑩ 保険証券を作成した年月日</p> <p>(注1) 当社が保険給付を行ない、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。 (注2) この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。 (注3) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>18. 請求書類等</p> <p>第35条（請求書類等）</p> <p>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。<u>ただし、第10条（当社の責任開始期）(5)の規定により当社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。</u></p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に</p>	<p>18. 請求書類等</p> <p>第35条（請求書類等）</p> <p>(1) 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社は、別表1に定める書類の提出に</p>

Web 証券の実施に伴う普通保険約款の改定について

改定後	改定前																		
<p>代えて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法により当会社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当会社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="152 437 1108 683"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの 免除</td> <td>第 6 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5) ①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当会社が通知を受けた時に、その書類が当会社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第 9 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの 免除	第 6 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5) ①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。	<p>かえて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法により当会社に通知することを認めることがあります。</p> <p>(3) 当会社は、下表のいずれかの請求の場合、別表 1 に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1160 437 2116 683"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付金の支払 保険料払込みの 免除</td> <td>第 6 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5) ①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保険契約の復活</td> <td>支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当会社が通知を受けた時に、その書類が当会社に到着したものとみなします。</p> <p>(5) 本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。</p> <p>(注) 第 9 条（保険料払込免除の請求）(4)の規定により準用する場合があります。</p>		請求	目的	①	給付金の支払 保険料払込みの 免除	第 6 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5) ①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。	②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。
	請求	目的																	
①	給付金の支払 保険料払込みの 免除	第 6 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5) ①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
	請求	目的																	
①	給付金の支払 保険料払込みの 免除	第 6 条（給付金の請求、支払時期および支払場所）(5) ①～④に掲げる事項の確認を行うこと (注)。																	
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。																	
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>																		